

【B-ライフル協会】 低年者（18-19歳）のライフル銃の所持に関する推薦

低年者ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱

1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号以下「法」という。）第5条の2第2項第1号の推薦および第5条の2第4項第2号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となるライフル銃

対象となるライフル銃は、単身単発の小口径の競技用ライフル銃であって、日本ライフル射撃協会が指定する銘柄のものとする。

3. 推薦基準

次の各号にすべてに該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認めた者について行なうものとする。

- (1) 満18歳以上20歳未満の者
- (2) 親権者または保護者の承諾を得た者
- (3) 日本ライフル射撃協会の会員（正会員、普通会员）
- (4) 国民体育大会のライフル射撃競技に参加する選手またはその候補者と見止められる者であって、日本体育協会または日本ライフル射撃協会が主催して行なう運動競技会のライフル射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められるもの
- (5) 日本ライフル射撃協会が主催または指定するライフル射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (6) 日本体育協会または日本ライフル射撃協会が主催して行なう運動競技会（都道府県ライフル射撃協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体（以下単に「加盟団体」という。）が主催して行なう競技会を含む。）のライフル射撃競技に年2回以上参加し得る者
- (7) 日本ライフル射撃協会段級審査規程で定めるすべての射撃競技種目の内、段級位が5級以上のものがあるか、またはそれと同等以上と認められるライフル射撃競技の経験者
- (8) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続き

- (1) ライフル銃を所持しようとする者は、銃砲所持推薦申請書（様式第1-1号。以下「推薦申請書」という。）2通に所定の事項を記載し、未成年者銃砲所持に関する親権者承諾書（様式第10号）を添付の上、日本ライフル射撃協会の加盟団体で、都道府県を代表する射撃スポーツ競技団体（以下「都道府県ライフル協会」という。）に提出する。ただし、加盟団体の会員であって申請者の住所地を管轄する都道府県ライフル協会の会員でない者が申請を行う場合は、推薦申請書及び添付書類を、当該加盟団体を通じて当該都道府県ライフル協会に提出するものとする。
- (2) 都道府県ライフル協会は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するかどうか

を審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（様式第2号）1通を作成し、推薦申請書1通と共に日本ライフル射撃協会に提出する。

- (3) 日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で審査のうえ、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（様式第3-1号）1通を作成し、日本体育協会に提出する。
- (4) 日本体育協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者について、法第5条の2第4項第2号の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）別記様式第15号の推薦書（様式第4-1号）正副各1通を日本ライフル射撃協会に交付する。
- (5) 日本ライフル射撃協会は、上記（4）の推薦書の写しを作成した後、推薦書正本1通および写しを申請者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体（以下「都道府県体育協会」という。）に送付するとともに、銃砲所持推薦依頼書（様式第3-2号）1通を作成し、当該都道府県体育協会に提出する。
- (6) 都道府県体育協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者について、法第5条の2第2項第1号の推薦に係る規則別記様式第15号の推薦書（様式第4-2号）正本1通および写し1通を作成し、当該推薦書を上記（5）において送付された日本体育協会の推薦書正本および写しと共に都道府県ライフル協会に交付する。
- (7) 都道府県ライフル協会は、上記（6）において交付された推薦書正本各1通を申請者に交付し、その写しを保管する。
- (8) 日本体育協会と都道府県体育協会から交付された両方の推薦書をもって、推薦要件は満たされたものとする。また、推薦書は1銃につき1対とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。

5. 推薦の取り消し

日本体育協会並びに都道府県体育協会は、自らが行なった推薦により所持の許可を受けてライフル銃を所持している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会の取り消し依頼にもとづき都道府県体育協会が推薦を取り消すものとする。

- ① 日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ② 誓約事項に違反したとき
- ③ 正当な理由なく、日本体育協会または日本ライフル射撃協会が主催して行なう運動競技会のライフル射撃競技会(加盟団体が主催して行なう運動競技会を含む。)のライフル射撃競技に年2回以上参加しなかったとき
- ④ その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続き

- (1) 日本ライフル射撃協会の理事または都道府県ライフル協会は、日本体育協会並びに都道府県体育協会の推薦により所持の許可を受けてライフル銃を所持している者が、取り消しの基準に該当するにいたったと認めるときは、推薦取消上申書（様式第5号）1通を作成し、日本ライ

フル射撃協会に送付する。

- (2) 推薦取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について推薦委員会で審査のうえ、取り消しの基準に該当すると認めるときは、推薦取消依頼書（様式第6-1号または様式第6-2号）1通を作成し、日本体育協会並びに都道府県体育協会に提出する。
- (3) 日本体育協会並びに都道府県体育協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（様式第7-1号または様式第7-2号）正本1通並びに推薦取消通知書（様式第8-1号または様式第8-2号）正本1通および写し1通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付する。
- (4) 日本ライフル射撃協会は、日本体育協会並びに都道府県体育協会から推薦取消書を受領した者のうち、本人から既に推薦を受けた銃を全て放銃している旨書面で報告を受けている者については、被推薦者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、「本人から全推薦銃放銃済みの報告あり、ご確認ください」の記述を加えた推薦取消通知書を送付する。これらの者は下記（5）以下の手順の対象からは除外する。
- (5) 日本ライフル射撃協会は、推薦取消書を被取消者に書留による郵送等により交付するとともに、推薦取消書が被取消者に到達した日を確認する。
- (6) 日本ライフル射撃協会は、推薦取消書の到達が確認できた被取消者に対する推薦取消通知書の正本について、当該被取消者への到達日情報を加筆した上で被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写し（当該被取消者への到達日情報を加筆したもの。）を銃砲所持推薦依頼書を発行した加盟団体に送付する。
- (7) 日本ライフル射撃協会は上記取消手続（5）により転居先不明等により到達できない被取消者について、加盟団体と連携の上、その連絡先を極力把握し、推薦取消書の早急な被取消者への到達に努めるが、被取消者の現住所が把握できない場合は、「転居先不明等により到達せず」と記載した推薦取消通知書の正本を日本ライフル射撃協会が把握する被取消者の最終住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その写し（「転居先不明等により到達せず」と記載したもの。）を銃砲所持推薦依頼書を発行した加盟団体に送付するとともに、その推薦に係る番号を会報に公示する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。